

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	塚本 (五個荘塚本町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内にある水田地帯であり、集落内は、区画整理が実施されていない。区画整理が実施されているほ場の割合は約50%である。平均的な区画面積は約15aとなっている。集落の中心的経営体である塚本営農の耕作面積の約50%が集落外であるため近隣集落営農組織との話し合いを行って営農している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

適地適作を基本とした農地利用を考え水稻、麦、大豆の体系で高品質を目指し経営の安定化を図る。また、近隣の集落と連携し農業経営の安定化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者及び離農者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を育成していくため、JA及び市と連携し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるものは委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--